

# 平成 18 年度 全国木材組合連合会検査部事業計画

平成 17 年 6 月に公布（平成 18 年 3 月施行）された改正 JAS 法に基づき、登録格付機関として法律にのっとり適正な検査・格付の実施、既認定工場に対する工場調査・指導業務及び第三者検査機関としての依頼検査の実施 新たに改正告示された検査方法及び認定の技術的基準等に適正に対応できる体制を整備することとする。又、JAS 関連以外の関連諸制度等についても適正な運営を図ることとする。

## 1. JAS 制度（経過措置）への対応

### （1）登録格付機関としての業務運営

登録格付機関は、平成 17 年 6 月 22 日に公布された改正 JAS 法の適用の経過措置として旧法に基づく基準の有効期限が平成 21 年 2 月 28 日までとなっていることから、本年度は旧法により検査・格付を実施することとする。

又、最近、公共建築物の木工事における使用木材には、JAS 製材品の指定が増えていることや、一部消費者が住宅建築を行うに当たり、JAS マークの製材品を指定すること等から、依頼検査（1 種検査）の申請が多くなってきている。このため、厳正且つ適正な 1 種格付検査を実施し、JAS 格付品を常時提供可能とするために検査・格付体制の整備を図るものとする。

### （2）設定工場に対する監査業務

認定工場が、認定工場としてその資格を維持するためには、本会が行う年一回の監査（調査）を受け入れ、監査の結果が、認定の基準（「製造業者の技術的基準」）に適合していることが条件となっている。このことから、認定工場に対して、認定の技術的基準に係る監査を公平・公正・適確に実施するものとする。このために、製造技術、検査技術等の技術の向上の他、試験のための機械整備や守秘義務の遵守等信頼される機関として、適正・的確な業務の運営を図るものとする。

### （3）第三者検査機関としての検査業務

第三者検査機関は、自ら検査を行わない B タイプの認定工場と、格付のための検査の委託契約を行って、格付のための検査を実施することとしている。

都府県木（協）連に設立された第三者検査機関は、「製材押角及び耳付き材についての検査方法」（昭和 42 年 12 月 8 日農林省告示第 1844 号）に従って、適正なインターバルにより、格付のための検査を厳正に実施するものとする。

なお、全木連は保存処理製材及び機械等級区分製材に関する第三者検査機関となっていることから、この品目に係る認定工場を擁する都府県木（協）連は、全木連の第三者検査機関支所として、適正な検査を実施し、本部は、製品の吸収量試験を実施する。

## 2. 改正 JAS 法及び製材規格改正への対応

### (1) 改正 JAS 法への適正な対応

改正 JAS 法に適正に対応するため、平成 18 年 1 月に新たな組織として「有限責任中間法人全国木材検査・研究協会（以下全木検と言う。）」を設立したところである。新たな認定業務・監査業務、研修業務等は全木検においてこれを実施することとなるが、従来本会が実施した認定関連業務が、全木検においてもスムーズに行われるために、全面的に協力するものとする。

### (2) 製材等日本農林規格の改正への対応

枠組壁工法構造用製材の日本農林規格が昨年度改正されたところであるが、この改正内容の徹底について認定工場に説明すると共に、品質管理担当者等資格者養成研修会においてこの理解を図る。又、昨年公表された製材等日本農林規格（案）が今年度告示される予定となっていることから、これについて、諸会議及び検査員会議等を通じて理解の徹底を図り、迅速且つ適正な検査が実施できる体制を整えることとする。

又、改正規格について、一般消費者からの問い合わせ等にも的確に対応することとする。

## 3. JAS 製材品の生産及び流通等供給体制の整備と JAS 製品の普及推進

### (1) 需要者及び消費者への JAS 製材品の普及推進

JAS 製材品の普及推進は、認定工場の増加と認定工場からの格付数量の増加を図ることが重要である。したがって、本会が JAS 製材品普及のために作成した「JAS 規格木材の利用マニュアル」や「乾燥材生産の技術マニュアル」等のパンフレット、リーフレットを有効に活用し、研修会・講習会等において JAS 製材品の製造促進、需要者に対して JAS 製材品の利用を PR し、JAS 製材品の普及推進を図るものとする。

### (2) JAS 製材品（特に人工乾燥製材品）の生産と常時出荷の推進

人工乾燥材における JAS 認定工場数及び流通量は年々増加傾向にあるとはいえ、その供給量が充分とはいえない現状にあることから、プレカット部材加工工場での利用比率は、製材から集成材への移行している現状にあるが、JAS 認定工場の増加を図り、環境に優しく、品質・性能が明確な JAS 人工乾燥製材等の生産・出荷の増加と安定的な供給体制の整備を図ることに取組みむものとする。

### (3) JAS 製材品利用促進協議会等による地域団体での普及活動

都府県木（協）連に設置している「JAS 製材品利用推進協議会」の積極的活動を通じて JAS 製材品の利用促進運動等を行うものとする。

### (4) JAS 製材品普及推進展示会等による普及

昨年度に引き続き、JAS 格付表示製材の生産、流通の促進を目的として、JAS 製材品普及推進展示会を、全木連、全市連及び全買連の 3 団体が共催し全国で開

催することとしているが、本年度も構造用製材に係る人工乾燥製材の出品を促し、昨年より出荷工場数及び出荷量の増加を目標に実施することとし、展示会においては、来場者にムクの JAS マーク製材品の性能、優位性を積極的に PR することとする。

(5) 農林水産祭における木材利用の PR

農林水産省と(財)日本農林漁業振興会主催の農林水産祭「実りのフェスティバル」の開催が予定されているので本年度もこのフェスティバルに林産部門として林産関係 13 団体が出展し、木材利用推進の PR の場所として、「親子日曜大工教室」、「糸鋸工作教室」を開催する。一般来場者及び教室参加者に対して木材の物理・化学的性質、製材、保存処理材、合板、フローリング等の各種パンフレット・リーフレットを配布し、木材利用の PR に努めることとする。

4. 優良木質建材等認証事業(AQ制度)の適正実施

(1) 登録試験検査機関としての試験業務

(財)日本住宅・木材技術センター(以下住木センターと言う。)からの「試験検査機関」として当会は登録を受けているので、AQ 認証申請製造事業者から認証に係る品質性能試験の申請を受けて、試験を実施することとする。

(2) 登録試験検査機関として検査業務

住木センターからの「試験検査機関」として当会は登録を受けているので、AQ 認証申請製造事業者から認証に係る品質性能検査の申請を受けて、機械プレカット部材、保存処理・屋外製品部材、足場板及び樹脂処理材についての試験を実施することとする。

(3) 工場実地調査

住木センターとの業務委託契約により、機械プレカット部材、保存処理・屋外製品部材、足場板及び樹脂処理材について、新規申請工場及更新工場の実地調査を実施することとする。

(4) 品質性能試験・検査(定期調査)

ア 品質性能試験

住木センターとの業務委託契約により、機械プレカット部材、保存処理・屋外製品部材、足場板及び樹脂処理材について認証工場における品質性能試験を実施することとする。

イ 品質性能検査

住木センターとの業務委託契約により、機械プレカット部材、保存処理・屋外製品部材、足場板及び樹脂処理材について認証工場における品質性能検査を実施することとする。

## 5. 輸出用木材梱包材の消毒実施者の認証及び梱包生産者登録業務等

### (1) 消毒実施者(熱処理工場)の認証及び認証工場の定期調査

輸出用木材こん包材消毒実施要領により、新規申請工場の認証業務(調査)を実施する。なお、認証の有効期間が三年間であることから対象工場について更新のための調査及び認証工場における中間検査(定期調査)を実施することとする。

### (2) 輸出用木材梱包材生産者の登録手続き業務

輸出用木材梱包材生産者は、事業所ごとに、消毒認証機関である本会を通じて植物防疫所の登録を受けることとなっており、新規登録希望事業者について登録の手続きを行う。

### (3) 熱処理工場・登録梱包材生産者に対する情報提供と管理指導

最近「国際貿易における木製梱包材規制のための指針」に定める ISPM NO.15 による検疫基準を採用する国が増加していることから、認証熱処理工場及び本会を通じて植物防疫所に登録した梱包材登録生産者に対し、輸出諸外国の梱包材検疫措置の情報を提供すると共に、「輸出用木材こん包材消毒実施要領」が改正された場合等に適正に対応するものとする。又、熱処理工場に対して品質管理の徹底を指導する。登録梱包材生産者については、規定のスタンプ・ステッカーを作成配布すると共に、これについての保管管理と適正な表示について指導することとする。

我が国においても「輸入貨物の木材梱包材に対する検疫措置の導入について(案)」が農林水産省から示され、国際基準によった検疫措置が本年度から実施予定であることから、この情報を提供すると共に必要に応じて適正に対応するものとする。

### (4) 消毒認証機関の再登録

本年度は、消毒認証機関としての有効期間3年目を迎えることから、農林水産省消費・安全局に登録の更新手続きを行うこととする。

## 6. ホルムアルデヒド放散等級表示登録制度の実施

建築基準法施行令第20条の5に規定する化学物質であるホルムアルデヒドの放散建築材の使用を制限するシックハウス対策は、平成15年度から実施されており、当会は、製材、集成材、構造用パネル等を基材とする二次加工製品の等級表示登録制度機関として、円滑な登録製品の供給を図るため、昨年度に引き続き申請工場の適正・適格な登録業務運営を図り、登録工場については、全木連のHPで公表を実施する。なお、平成15年度に登録した工場の登録の有効期限満了は、平成19年3月31日となることから、登録更新申請は、申請期間を平成18年10月～12月に行うことと予定している。

## 7. 機械等級区分製材等の機械認定の実施

### (1) 機械等級区分装置の認定及び更新の実施

新規の機種認定及び既認定機種の更新手続きのための認定審査委員会の計画的な開催を図ることとする。

### (2) 保存処理に係るインサイジング機の認定

保存処理に係るインサイジング機の性能認定に関して、新たな機種の認定及び旧認定性能の改善機種の認定変更についての申請に対応して速やかに保存処理に係る認定委員会の開催及び認定の決定等を実施するものとする。

## 8. 苦情相談窓口の設置

現行法での JAS 制度に規定されている登録格付機関及び登録認定機関共に、関係業務に係る異議申し立て、苦情及び紛争等については、定められて要領に基づき処理を行うこととなっている。

全木連としては、検査部に、製材等木質建材苦情相談窓口を設置して、一般消費者からの苦情・相談に応じ、速やかな原因究明及び解決を図る等の体制整備を図ることとする。

## 9. 教育活動

### (1) 全国検査員会議及び地区検査員会議

JAS 制度のより理解を深め、スムーズな運営を図るために全国検査員会議を開催する等して、改正 JAS 法に対し適正に対応できる体制を整備する。

なお、地区単位での実態把握及び検査技術向上を目的とする地区（ブロック）検査員会議についても、地区内での連絡の基に合意を図って開催することとし、全木連はこれらの会議に積極的に協力するものとする。

### (2) AQ 選別技術者研修会の実施

AQ の認証工場となるための資格要件として、選別技術を習得した者を配置するための機械プレカット部材等に係る選別技術研修会を開催する。

### (3) 全木検が実施する諸研修会への協力

全木検が登録認定機関（農林水産省に申請中）として実施予定の下記研修会に対し、講師の派遣、研修の実務等について全面的に協力するものとする。

#### ア 検査員資格者養成研修会

JAS 格付検査業務の体制整備の一環として、各支所に配置する検査員の採用、補充並びに第三者検査機関において、B タイプの認定工場との契約により行う格付のための検査を実施する検査員に対しての検査員資格者養成研修会。

#### イ JAS 認定工場に係る資格者養成研修会

製材等の製造業者の認定の技術的基準に定める品質管理責任者等につい

ては、登録認定機関の指定する研修会又は講習会において、技術の習得及び関係課程を終了した者が担当しなければならないこととなっていることから、JAS 認定工場となるための資格者養成研修会及び講習会並びに有資格者の再研修会及び講習会。

#### 10 . 全木検が行う認定事業等に対する協力

改正 JAS 法に適合するために本会が主体となって新たに設立した全木検が登録認定機関（農林水産省に申請中）として実施する JAS 認定関連業務及びその他木材に関する業務の実施についてこれに全面的に協力する。

#### 11 . 関係機関が行う各種事業に対する協力

日本ツーバイフォーランバーJAS 協議会、全国木造住宅機械プレカット協会、（社）日本木材保存協会、（財）日本住宅・木材技術センター等の行う研修会、委員会等に対して、講師派遣、委員応嘱等により協力する。

#### 12 . その他関係機関に対する協力

- (1) 全国木材防虫 JAS 協議会、日本ツーバイフォーランバーJAS 協議会及び全国木造住宅機械プレカット協会の運営に協力する。
- (2) 日本木材防腐工業組合及び（社）日本木材保存協会が行う各種の委員会に協力するとともに、協会が関係行政庁の指導によって設けている「木材保存士」制度の充実に対して協力する。
- (3) （社）日本農林規格協会に対し、JAS 法に係る制度並びに各種 JAS 規格の普及、啓発を目的とする活動の充実を期して、林産部会会員、各種委員会会員と協力する他その運営に協力する。